

伊勢原市男女共同参画推進委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 この要綱は、男女共同参画社会の形成をめざした伊勢原市民のネットワーク化を推進するとともに、伊勢原市における男女共同参画の総合的推進を図るため、伊勢原市男女共同参画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の事項を所掌する。

- (1) 男女共同参画社会の研究協議に関すること。
- (2) 男女共同参画に関する計画及び施策の検討並びに総合的推進に関すること。
- (3) その他委員会の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内で組織する。

- 2 委員は、知識経験者及び男女共同参画について関心のある市民のうちから、市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員の互選により委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、必要があるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が召集し会議を主催する。

- 2 委員会は、その目的を達成するために必要と認めるときは、関係者の意見を聴くことができる。

(分科会等)

第7条 委員会に、分科会等を置くことができる。

(計画調整会議)

第8条 委員会の所掌事務のうち、男女共同参画に関する計画策定及び進行管理に関する総合調整を行うため、委員長が指名する委員で構成する計画調整会議を設置することができる。

できる。

- 2 計画調整会議において検討した男女共同参画に関する計画及び施策の検討結果については、委員会へ報告するものとする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、男女共同参画事務主管課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営その他必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、昭和63年2月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成2年7月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年7月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年5月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

(施行期日)

- 1 この告示は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際現に改正前の伊勢原市ききょうフォーラム設置要綱(以下「要綱」という。)第3条第2項の改定により伊勢原市ききょうフォーラムの委員の任にある者は、改正後の要綱第3条第2項の規定により委員会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、当該委員の任期は、改正後の要綱第4条第1項(ただし書を除く。)の規定にかかわらず、この告示の施行の日から平成22年8月24日までとする。